

就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議の開催について

〔令和7年4月25日
内閣総理大臣決裁〕

1. 就職氷河期世代については、令和2年度以降、就職氷河期世代支援プログラム等に基づき集中的にその支援に取り組んできたところ、令和7年度以降においても、このような雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、現在も様々な課題に直面している方々に対して、政府が一体となって、従前以上に適切かつ効果的な支援を行うため、就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣総理大臣
副議長	内閣官房長官
	共生社会担当大臣兼内閣府特命担当大臣（共生・共助）
	厚生労働大臣
構成員	国家公務員制度担当大臣
	賃金向上担当大臣
	新しい地方経済・生活環境創生担当大臣
	内閣府特命担当大臣（金融）兼財務大臣
	総務大臣
	文部科学大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣

3. 会議の下に、就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4. 会議及び幹事会の庶務は、内閣府及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。